

チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業） 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業）

2 業務概要

令和5年度に発表した福島県の総合情報誌「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしままっぷ（以下「ふくしままっぷ」という）」のクリエイティブを活用し、これまでに展開してきた「紙」だけではない多様な媒体でのプロモーションを実施することで、本県の今と魅力を発信し、風評払拭・風化防止と、本県へのイメージのアップデートを図る。

3 業務仕様

(1) 「ふくしままっぷ友の会」の運用

令和6年度に設置した「ふくしままっぷ友の会（以下「友の会」という）」について、以下の施策を実施すること。

ア Webサイトの管理・運用等

ふくしままっぷの理念や魅力を発信し、友の会への申込フォームを備えた以下Webサイトの管理・運営及び必要に応じたリニューアルを行うこと。

【Webサイト】

名 称：ふくしままっぷ友の会

URL：https://fukushimamap.jp/

イ ふくしままっぷ・PRツールの発送

ふくしままっぷ及びPRツールの制作・管理・発送・問い合わせ対応を行うこと。なお、PRツールについては、ふくしままっぷを広げる活動を支援し、友の会入会のインセンティブとして機能するものを新たに制作すること。

ウ インスタグラムの運用

以下友の会公式Instagramについて、ふくしままっぷや登場キャラクターなどの魅力を発信する企画を継続的に投稿するとともに、広告配信を含めた露出拡大のための施策を実施すること。

【アカウント】

名前：ふくしままっぷ友の会

ユーザーネーム：@fukushimamap_tomonokai

(2) スペシャルコンテンツの制作・発信

ふくしままっぷの理念や魅力を発信し、その認知を拡大するとともに、ファン化を促進するため、以下の施策をスペシャルコンテンツと位置付け、実施すること。

ア ブランドムービーの発信

令和6年度に制作したふくしままっぷブランドムービー『赤のキヲク』について、効果的な媒体・手法による情報発信を行うこと。

イ 新たなスペシャルコンテンツの制作・発信

ブランドムービー『赤のキヲク』に続くスペシャルコンテンツの第2弾として、ふくしままっぷへの興味関心を喚起する新たなコンテンツを制作し発信すること。

ウ 上記3(2)ア及びイの情報発信に当たっては、紙媒体の「ふくしままっふ」が多くの方の手に届くような取組になるよう留意すること。

(3) 効果検証・分析

本事業で実施する各施策について、必要に応じて適切なKPIを設定し、各施策及び事業全体の効果検証・分析を行うこと。

(4) 制作体制

ア 本事業の執行に当たっては、「ふくしままっふ」の原作者である寄藤文平氏及び福島県クリエイティブディレクターの箭内道彦氏からアドバイス・監修を仰げる制作体制とすること。

イ 本県の今と魅力を広く国内外に伝え、触れた人の心を動かすことができるよう、国内外で評価されるコンテンツの制作実績のある制作チームをアサインするとともに、クリエイティブをコントロールできる制作体制を構築すること。

4 委託期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

5 見積限度額

90,750千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

6 参加資格

企画提案書を提出する者(以下「提出者」という。)に必要な資格(以下「参加資格」という。)は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして

- いる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 説明会の開催
令和7年3月21日（金）午後3時
- (2) 質問書の提出期限
令和7年3月24日（月）午後3時
- (3) 質問書に対する回答期限
令和7年3月26日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限
令和7年3月28日（金）午後3時
- (5) 参加資格確認通知
令和7年3月31日（月）
- (6) 企画提案書等の提出期限
令和7年4月2日（水）午後3時
- (7) 審査結果の通知
令和7年4月上旬予定
- (8) 契約締結
令和7年4月上旬予定

8 手続に関する事項

- (1) 説明会の開催
- 説明会に参加を希望する場合は、出席報告書（様式第1号）を広報課（kouho@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メール（件名：「出席報告書（総合情報誌を活用した情報発信事業）」）により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。
- なお、説明会に参加していない場合でも、本公募型プロポーザルへの参加を可能とする。
- ア 日時
令和7年3月21日（金）午後3時
- イ 場所
福島県庁 本庁舎2階 総務課分室
- ウ 出席報告書提出期限
令和7年3月19日（水）午後3時
- エ 参加人数
1事業者3名まで

(2) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」（様式第2号）に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和7年3月24日（月）午後3時まで（必着）

イ 提出方法

広報課 (kouho@pref.fukushima.lg.jp) へ電子メール（件名：「質問書（総合情報誌を活用した情報発信事業）」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、令和7年3月26日（水）までに、福島県のホームページに掲載する。

なお、個別の回答は行わない。

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第3号）を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年3月28日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出方法

広報課 (kouho@pref.fukushima.lg.jp) へ電子メール（件名：「参加申込書（総合情報誌を活用した情報発信事業）」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

ウ 参加資格の確認

広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和7年3月31日（月）までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8（3）の参加申込みを行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和7年4月2日（水）午後3時まで（必着）

イ 提出方法

広報課へ郵送又は持参により提出すること。

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和7年4月2日（水）は午後3時までとする。

※電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類

次の書類を提出先に提出すること。

(ア) 企画提案書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判／横様式／両面長辺綴じ） 9部

(イ) 付属資料

a 団体概要（様式第4号） 9部

b 費用見積書（様式任意・A4判） 9部

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

- (1) 与件の整理
本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。
- (2) 事業の概要
提案する事業の概要を記載すること。
- (3) 事業の内容
事業全体のスキーム・考え方を「3 業務仕様」に準じた内容で記載するとともに、次の内容を含めること。
 - ア 「3 (1) 『ふくしままっぷ友の会』の運用」について
 - (ア) ふくしままっぷ及びPRツールの制作・管理・発送・問い合わせ対応に関する実施体制
 - (イ) 新たなPRツールの内容、考え方
 - (ウ) 友の会インスタグラムにおける企画内容、考え方、広告プラン
 - イ 「3 (2) スペシャルコンテンツの制作・発信」について
 - (ア) ふくしままっぷブランドムービー『赤のキヲク』を発信するための広報・広告プラン
 - (イ) 新たに制作するスペシャルコンテンツの企画内容、考え方、広報・広告プラン
 - (ウ) 紙媒体の「ふくしままっぷ」を多くの方へ届けるための施策
 - ウ 「3 (4) 制作体制」について
アサインする制作チーム及びクリエイティブをコントロールするための制作体制（制作チームの制作実績及び作品の受賞歴を含む）
- (4) 自由提案
本事業の効果を更に高めるような企画がある場合は、自由に提案すること。
- (5) 業務実施体制
本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。
- (6) 業務スケジュール
本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

- (1) 審査方法
県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

| 審査項目 | 配点 | 評価基準 |
|------------------|----|---|
| 「ふくしままっぷ友の会」の運用 | 30 | <ul style="list-style-type: none"> ・友の会Webサイトについて、適切に管理・運用が行われるか。 ・リニューアルは必要に応じて行われるか。 ・ふくしままっぷ及びPRツールの制作・管理・発送・問い合わせ対応について、適切に実施される体制となっているか。 ・新たに制作するPRツールは、ふくしままっぷを広げる活動を支援し、友の会入会のインセンティブとして機能するものとなっているか。 ・友の会インスタグラムの運用について、適切に実施できる体制となっているか。 ・企画・投稿内容及び広告プランは、ふくしままっぷや登場キャラクターなどの魅力を発信し、いいねやフォロワーの増加に寄与するものか。 |
| スペシャルコンテンツの制作・発信 | 35 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしままっぷブランドムービーを発信するための広報・広告プランは有用なものか。 ・新たに制作するスペシャルコンテンツの企画内容及び広報・広告プランは魅力的なものか。 ・紙媒体のふくしままっぷが多くの方の手に届くような施策展開となっているか。 |
| 自由提案 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしままっぷ」を活用した情報発信について、より効果を高める自由提案があるか。 |
| 効果検証・分析 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なKPIが設定され、効果検証・分析が実施されるか。 |
| 制作体制 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・原作者や県クリエイティブディレクターの監修を仰ぐとともに、各種調整等を円滑に実施できる体制となっているか。 ・制作体制について、国内外で評価されるコンテンツの制作実績のある制作チームをアサインするとともに、クリエイティブをコントロールできる制作体制となっているか。 |
| 業務実施体制・業務スケジュール | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に遂行できる体制、スケジュールになっているか。 |
| 費用見積 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して妥当な見積額か。 |

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県のホームページに掲載する。

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

参加申込書（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は、参加申込書（様式第2号）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

12 契約等に関する事項

(1) 業務変更・中止

本業務は、令和7年度当初予算により執行するものであることから、今後の福島県議会での審議及び交付金の交付決定等により変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。

(2) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

(3) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれ

ば契約を締結する。

(4) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(6) 権利

ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県総務部広報課 担当：関（せき）、飛田（ひだ）

電話 024(521)7124

FAX 024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp